

大船渡市 プレスリリース

定例記者会見資料
令和7年12月11日（木）
担当：農林水産部農林課
林業係（内線339）

ツキノワグマの緊急銃猟の実施について

1 概要

令和7年12月3日（水）の夕方、末崎町字上山地内のスギ林において、ツキノワグマの成獣1頭が居座る様子が確認されていた。

12月4日（木）午前7時35分頃、付近をパトロール中に前日と同じスギ林の中にいるツキノワグマの成獣1頭を発見したことから、緊急銃猟により、同日午前11時頃に駆除した。

2 「緊急銃猟」制度の概要

ツキノワグマ等の危険鳥獣が人の生活圏に侵入した際、人命や身体に危害が及ぶことを防止するため、市町村長の判断で銃器を用いた捕獲等を可能とする制度。

令和7年9月に施行された「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」の改正に基づき盛り込まれたもので、一定の条件下でのみ実施され、住民の安全確保を最優先としている。

3 「緊急銃猟」実施の条件

以下の4つの条件を満たす必要がある。

- 1 人の生活圏への侵入、または侵入するおそれが大きいこと。
- 2 人命・身体への危害を防止するための緊急性が認められること。
- 3 銃猟以外の方法では的確かつ迅速な捕獲が困難であること。
- 4 銃猟により住民や第三者に危害が及ぶおそれがないこと。

4 「緊急銃猟」の実施経過

令和7年12月4日（木）

午前7時35分頃	市職員が末崎町上山地内のスギ林の中にツキノワグマの成獣1頭を発見し、緊急銃猟実施に向けた準備のため、関係機関へ連絡。 ※ 前日の12月3日（水）夕方にも同じスギ林で同一個体と推定されるツキノワグマが確認されており、長時間付近に留まっていたと推測。
8時10分頃	市職員、市鳥獣被害対策実施隊員及び大船渡警察署員が到着。また、銃器使用の条件確認等の助言を受けるため岩手県に対し、岩手県緊急銃猟対策チームの設置を要請。（8時30分対策チーム設置）
8時10分頃～10時10分頃	現場付近の住民へ屋内避難の呼びかけ、通行制限の準備を実施。
10時12分頃	市が緊急銃猟実施を決定。 防災行政無線、市公式LINE及びXで通行制限の広報を実施。 市道の通行制限を開始。
11時00分頃	銃器によりツキノワグマ1頭を駆除。
11時20分頃	緊急銃猟の実施完了に伴い、通行制限を解除し、市公式LINE、X及び防災行政無線により広報した。

5 「緊急銃猟」の実施結果

ツキノワグマ 1頭駆除。人身及び物損等の被害なし。

6 駆除個体の概要

獣種	ツキノワグマ
体長	約 120cm
体重	約 120kg
性別	メス
年齢	4～5歳